



CONSULATE GENERAL OF JAPAN IN MIAMI

80 S.W. 8TH STREET, SUITE 3200, MIAMI, FL 33130
TEL: (305) 530-9090 | FAX: (305)530-0950

お知らせ（領事メール）

2022/06/13（水） 14:55 配信

新型コロナウイルス関連情報（日本入国時の検査証明書の簡素化）

●入国時に必要な出国前72時間以内の検査証明書の様式（厚生労働省所定のフォーマット）が簡素化されました。

今回の改訂では、従来の書式より7つの項目（(1)パスポート番号、(2)国籍、(3)性別、(4)結果判明日、(5)医療機関の住所、(6)医師名、(7)医療機関陰影）が削減され、必要な項目は以下となりました。

証明書は、日本語又は英語により以下の内容・項目がすべて満たされていれば有効です。

- (1)氏名
- (2)生年月日
- (3)検査法（※1有効な検査方法）
- (4)採取検体（※1有効な検体）
- (5)検体採取日時（※2）
- (6)検査結果
- (7)医療機関名
- (8)交付年月日

●なお、従来の様式の証明書も有効です。

※1 有効な検査方法、有効な検体は、以下の厚生労働省HPで御確認ください。

【水際対策】出国前検査証明書

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000121431_00248.html

【COVID-19 に関する検査証明（日英）】

<https://www.mhlw.go.jp/content/000799426.pdf>

【日本入国時に必要な検査証明書の要件（検体、検査方法、検査時間）】

<https://www.mhlw.go.jp/content/000825143.pdf>

※2 検体採取日時から搭乗便の出発予定時刻までが72時間以内であることが必要です。



検査証明書の氏名、生年月日がパスポートと異なる場合は原則無効となりますので、必ず確認するよう御留意ください。

(了)